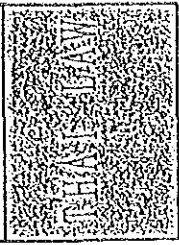


#### 4. 公衆衛生法

律  
法



# 公衆衛生法

「汚物」とは糞尿およびその他の不潔物あるいは悪臭物を意味する。

「ゴミ」とは紙屑、布屑、残飯、商品屑、ビニール袋、食品容器、灰、獣糞あるいは遺骸、

## (第一回)

および道路、市場、動物の飼育場あるいはその他の場所で掃集できる物を意味する。

「公共場所あるいは公道」とは私有ではなく、公衆が使用あるいは通行できる場所あるいは道を意味する。

「建造物」とは家屋、ホール、店舗、倉庫、事務所あるいは人が入居あるいは利用できるその他の建造物を意味する。

「市場」とは通常商人が集まり、他の種類の商品も販売するか否かを問わず、動物、肉、野菜、果物、または生鮮、調理済み、調味済みあるいは腐食し易い状態の食品を販売する場所を意味し、常に、時々あるいは所定の日に商人がそれらの商品を販売するために集まるのに用いよう設置してある地域を含む。

「食品売場」とはその場で飲食する場所があるか、他の場所に運び飲食するかを問わず、買い手がただちに飲食できるように食品を調理あるいは調味し、販売する、公共場所あるいは公道以外の建造物、場所あるいは地域を意味する。

「食品貯蔵場」とは買い手が後に飲食のために加工、調理あるいは調味しなければならない

性質の生鮮、乾燥あるいはその他の状態にある食品を貯蔵する、公共場所あるいは公道以外の建造物、場所あるいは地域を意味する。

「地方行政体」とは自治市（チーサバン）、保健区（スカービバン）、県庁、バンコク都、パタヤ市あるいは法律が地方行政体として規定するその他の地方行政機関を意味する。

「条例」とは地方行政体が制定する規約あるいは規則を意味する。

「地方行政官」とは以下の者を意味する。

- (一) 自治市については市長。
- (二) 保健区については保健区委員長。
- (三) 県庁については県知事。
- (四) バンコク都についてはバンコク都知事。
- (五) パタヤ市についてはパタヤ市助役。
- (六) 法律が地方行政体として規定するその他の地方行政機関の管轄地域についてはその機関の長。

「公衆衛生官」とは本法令施行のために任命された係官を意味する。

「委員会」とは公衆衛生委員会を意味する。

「大臣」とは本法令の管轄大臣を意味する。

### 第五条。

厚生大臣を本法令の管轄大臣とし、公衆衛生官を任命し、本

### 第一条。

本法令を「仏暦二五三五年（西暦一九九二年。以下同）公衆衛生法令」と呼ぶ。

### 第二条。

本法令は官報における公布日の翌日から発効する。

### 第三条。

以下の法律を廃止する。

- (一) 一九四一年公衆衛生法令。
- (二) 一九五二年公衆衛生法令（第二号）。
- (三) 一九六二年公衆衛生法令（第三号）。
- (四) 一九八四年公衆衛生法令（第四号）。
- (五) 一九三七年糞便肥料規制法令。
- (六) 一九四二年糞便肥料規制法令（第二号）。
- (七) 一九五四年糞便肥料規制法令（第三号）。

### 第四条。

本法令において、

法令に基づく手数料およびその免除を規定し、またその他の活動を規定する省令を公布する権限を有する。

## 第一章。

### 総則。

#### 第六条。

本法令を施行するために大臣は委員会の助言により以下の省令を公布する権限を有する。

(一) 本法令に基づく様々な事柄に関する活動あるいは行為を規制あるいは管轄するための規則、方法および措置を規定する。

(二) 国民の適切な生活状態の基準およびその生活状態に影響する事柄の検査、規制、管轄あるいは改善の方法を規定する。

第一段落に基づく省令はすべての地域あるいは特定の地域で適用するよう規定することができる。

#### 第七条。

第六条に基づき公布された省令がなんらかの地域で発効した時は、その省令により管轄地域内での活動あるいは行為が規定されている地方行政体あるいは地方行政官は省令の規則を実施する。その際、必要に応じて、その省令の規則を実施するための詳細を規定するために、地方行政体は条例を公布するか、第六条に基づく省令が公布される

前に適用されていた条例を改正することができる。

第六条に基づき公布された省令に抵触あるいは相反する条例にはその省令を適用する。ただしその地域特有の必要あるいは理由がある場合は、委員会の承認および大臣の認可を受けた時に限り、地方行政体は第六条に基づき公布された省令に抵触あるいは相反する条例を公布することができる。

#### 第八条。

国民の適切な生活状態に深刻な損害を及ぼす事態が発生したあるいはその疑いがあり、早急に対処しなければならぬ場合は、保健局長は必要に応じて、その損害が発生された、あるいは発生させる可能性のある物品の所有者あるいは関係者に、その損害を改善あるいは防止するために、何等かの行為を中止する、あるいは行うよう命令する権限を有する。

第一段落に基づく命令を受けた者が適切な期間内に命令に従わなかった場合は、保健局長は公衆衛生官にその損害の改善あるいは防止のための行為を代行するよう命令することができる。その際、公衆衛生官は慎重に対処し、前述の命令を受けた者はその経費を負担しなければならない。

バンコク都以外の県においては、保健局長は県知事にその県内において第二段落に基づく

職務を行うために県公衆衛生医務官に命令するよう通知する。

## 第二章。

### 公衆衛生委員会。

#### 第九条。

厚生事務次官の委員長、医務局長、医療科学局長、伝染病管理局長、食品医薬品委員会事務局長、地方行政局長、警察局長、労働福祉保護局長、工場局長、農学局長、国家探検委員会事務局長、バンコク次官および公衆衛生にかんする知識あるいは経験のある者から大臣が任命する五人以下の有識者の委員、および保健局長の委員兼書記で構成する、「公衆衛生委員会」と呼ぶ一委員会を設置する。

#### 第一〇条。

委員会は以下の職務権限を有する。

(一) 公衆衛生に関する政策、事業計画および措置の規定について大臣に提言し、また大臣の委任に基づき公衆衛生に関して提言する。

(二) 公衆衛生に関する法律、規約、規則および命令の改正について研究、分析し、大臣に提言する。

(三) 省令公布について大臣に、条例公布について地方行政体にそれぞれ助言する。

(四) 本法令の施行について  
地方行政官に指示する。

(五) 本法令の施行のために  
計画を策定し、関連する行政体  
および地方行政体間の調整を行  
う。

(六) 大臣に報告するために  
公衆衛生に関連する法律に基づ  
く職務権限を有する行政体の職  
務を監督する。

(七) 法律が規定する委員会  
の権限に基づくその他の職務を  
行う。

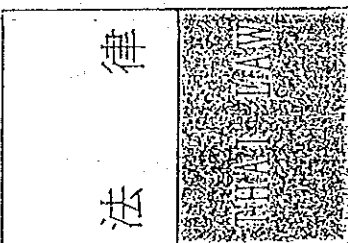
## 第一一条。

何等かの地域の地方行政体あ  
るいは地方行政官が適当な理由  
なくして本法令が規定する職務  
を行っていないことが明らかにな  
った場合は、委員会はその地  
方行政体あるいは地方行政官の  
法的な管轄権を有する者に対し  
て、地方行政体あるいは地方行  
政官が適当な期間内に職務ある  
いは改善を行うことを命令する  
よう通知する。

## 第二一条。

有識者委員の任期は一期二年  
とする。

離任した委員は再び任命され  
ることができる。



## 第二三条。

第二二条に基づき任期切れに  
ともなう離任以外に、有識者委  
員は以下の時に離任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 大臣が罷免した。
- (四) 破産宣告を受けた。
- (五) 無能力者あるいは無能

力者と同等の者であるとの宣告  
を受けた。

(六) 軽犯罪あるいは過失罪  
による場合を除き、禁固刑の確  
定判決を受けた。

## 第二四条。

先に任命してある有識者委員  
が在任中に有識者委員を任命す  
る場合は、増員あるいは補填し  
ての任命出あるかを問わず、そ  
の新たに任命された委員の任期  
は先に任命されていた委員ある  
いは自身が代わる委員の残りの  
任期に等しいものとする。

## 第二五条。

委員会の会議は委員総数の半  
数以上の出席をもって成立する。  
委員長が欠席した場合は出席し  
た委員が一人の委員を会議の議  
長に選出する。

会議の決議は過半数により、  
委員一人は一票を有する。票数  
が同数の場合は会議の議長がさ  
らに一票を決定票として投じる。

## 第二六条。

委員会は委員会の委任に基づ  
く審議あるいは職務を行う小委  
員会を任命する権限を有し、第  
一五条を小委員会の会議に準用  
する。

## 第二七条。

本法令に基づく職務において  
委員会は必要に応じて、審議の  
参考のために召喚または関連す  
る資料、証拠あるいは物品の提  
出を文書で命令する権限を有す  
る。また委員会は第一六条に基づ  
き任命された特定の小委員会  
に、その小委員会の職務権限に  
属する案件審議に参考のために  
前述の命令代行を委任すること  
ができる。

## 第三三章。

### 汚物およびゴミ処理。

## 第一八条。

特定の行政区における汚物お  
よびゴミ処理はその地方行政体  
の職務権限とする。

適当な理由がある場合は、地  
方行政体は自身の管轄下で何等  
かの者に第一段落に基づく行為  
を代行することを委任する、あ  
るいは第一九条に基づき何等か  
の者に汚物あるいはゴミ処理を  
許可することができる。

## 第一九条。

地方行政官からの許可証を取

得した場合を除き、営利事業として、あるいはサービス料報酬を得て、汚物あるいはゴミの収集、輸送あるいは処理を行うことを禁ずる。

## 第二〇条。

汚物あるいはゴミの収集、輸送および処理の清潔および秩序維持のために地方行政体は以下の条例を公布する権限を有する。

(一) 地方行政体が設置する場所以外の公共場所あるいは公道において、汚物あるいはゴミの散布、流布、投棄あるいは置去を禁止する。

(二) 公共場所あるいは公道および私有地における汚物あるいはゴミの収集受け付け場所を規定する。

(三) 汚物あるいはゴミの収集、輸送および処理の方法、または建造物あるいは何等かの場所の所有者あるいは占有者のその建造物あるいは場所の状態あるいは利用状況に則した衛生的な順守事項を規定する。

(四) 省令が規定する額以下の、汚物あるいはゴミの収集および輸送についての地方行政体のサービス料を規定する。

(五) 第十九条に基づく許可証取得者が従うべき汚物あるいはゴミの収集、輸送および処理の規則、方法および条件を規定し、かつ第十九条に基づく許可証取得者が徴収できる、そのサービスの質に応じたサービス料の上限額を規定する。

(六) 衛生基準を守るために

必要なその他の規定を行う。

## 第四章。

### 建造物の衛生。

#### 第二一条。

建造物あるいは建造物の付属物が損傷あるいは老朽、または乱雑な状態にあり、住人の健康を害する危険がある、あるいは住宅として衛生的でないことが明らかになった場合は、地方行政官はその建造物の所有者あるいは占有者に対して、建造物あるいは建造物の付属物のすべてあるいは一部を所定の期間内に改善、変更あるいは撤去する、または健康を害する危険がないよう、あるいは衛生的になるようにその他の処置を行うように文書で命令する権限を有する。

#### 第二二条。

何等かの建造物に商品、調度あるいは物資が過剰に集められている、またはそれらの物品が過度に乱雑に設置されており、有害な動物の生息場所になる、または住人の健康を害する危険がある、あるいは住宅として衛生的でないことが明らかになった場合は、地方行政官は建造物の所有者あるいはあるいは占有者に対して、所定の期間内に商品、調度あるいは物資を撤去する、または健康を害する危険がないよう、あるいは衛生的になるようにそれらの物品を整理す

る、または感染媒体の動物を除去するよう文書で命令する権限を有する。

#### 第二三条。

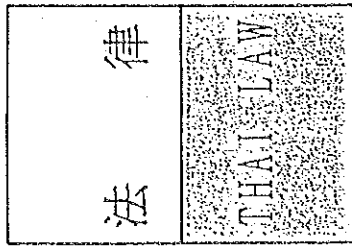
第二一条あるいは第二二条に基づき地方行政官が建造物の所有者あるいは占有者に命令し、その者が所定の期間内に命令に従わなかった場合は、地方行政官はこれを代行する権限を有し、その所有者あるいは占有者はその経費を支払わなければならない。

#### 第二四条。

建造物内の人の健康を害する危険が生じるほど何等かの建造物に人が過密にならないよう規制するために、大臣は委員会の助言に基づき、過密状態と見做される建造物の床面積あたりの人数規定を官報において公布する権限を有する。その際、各地域の人口および地域の発展状態について考慮する。

第一段落に基づく大臣の公布があった時は、その公布に該当する建造物の所有者あるいは占有者が大臣の規定以上の人数を越える人が自身の建造物内にいることに同意することを禁ずる。

(つづく)



# 公衆衛生法 (第二回)

## 第五章。

### 快適性阻害因。

#### 第二五条。

周辺住民に以下のような迷惑をかける場合、あるいは他の者にそのような事態に直面することを避ける場合は、快適性阻害因と見做す。

(一) 水源、排水路、水浴び場、便所、糞尿あるいは灰の集積槽、またはその他の設備が不適当な場所にある、不潔である、または集積あるいは放置されており、悪臭あるいは有害な粉塵物を発生させている、または病原菌媒体の生息場所になっている、あるいはなる可能性がある、または健康を害する可能性がある。

(二) その地域内で、あるいははその地域外で、あるいは過剰の動物を飼育し、健康を害する可能性がある。

(三) 人間あるいは動物が住居である建造物、工場あるいは事業所に排気、排水、汚物処理

あるいは有害物質処理の設備がない、または設備はあるが十分に悪臭あるいは有害粉塵物が除去されておらず、健康を害する可能性がある。

(四) 何等かの行為が臭い、光、放射線、音、熱、毒、震動、ほこり、粉塵、煤、灰あるいはその他の事態を発生させ、健康を害する可能性がある。

(五) 大臣が官報で公布する規定に該当するその他の原因がある。

#### 第二六条。

地方行政官は公共場所あるいは公道、または私有地において、快適性阻害因を禁止するとともにこれを除去し、また自身の所轄地域の道路、水路、排水路、堤、運がおよびその他の場所で快適性阻害因が発生しないようこれを管理、改善および保全する権限を有する。その際、地方行政官は快適性阻害因を除去、処理および管理するために文書で命令する権限を有する。

#### 第二七条。

公共場所あるいは公道で快適性阻害因が発生した、あるいは発生する可能性がある場合は、地方行政官はその発生源となつた者あるいは快適性阻害因発生に関係する者に対して、明記さ

れた適当な期間内に快適性阻害因を除去あるいは防止するよう文書で命令する権限を有し、何等かの方法によりその快適性阻害因を除去あるいは防止すべき場合または将来の再発生の防止方法を規定すべき場合はその旨を命令書に明記する。

第一段落に基づく地方行政官の命令が遵守されておらず、快適性阻害因が健康に深刻な危険を及ぼす可能性があることが明らかになった場合は、地方行政官はその快適性阻害因を除去し、またその再発を防止するために必要な手続きを行い、快適性阻害因の発生源者あるいは関係者はその経費を負担しなければならない。

#### 第二八条。

私有地において快適性阻害因が発生した場合は、地方行政官はその場所の所有者あるいは占有者に対して、明記された適当な期間内に快適性阻害因を除去あるいは防止するよう文書で命令する権限を有し、何等かの方法によりその快適性阻害因を除去あるいは防止すべき場合または将来の再発生の防止方法を規定すべき場合はその旨を命令書に明記する。

第一段落に基づく地方行政官の命令が遵守されていないことが明らかになった場合は、地方行政官はその快適性阻害因を除去し、またその再発を防止するために必要な手続きを行い、快適性阻害因がその場所の所有者

るいは占有者の行為、怠慢あるいは同意により発生した場合、その所有者あるいは占有者がその経費を負担しなければならない。

私有地において発生した快適性阻害因が健康に深刻な危険を及ぼす可能性がある、または住民の適切な生活状態を損なう可能性があることが明らかになった場合は、地方行政官はその所有者あるいは占有者に対して、その快適性阻害因が十分に除去されたことが明らかになるまでの場所の全部あるいは一部を使用すること、あるいは何等かの者の使用に同意することを文口で禁止する権限を有する。

#### 第六章。

動物の飼育あるいは放置規制。

#### 第二十九条。

地域住民の適切な生活状態を維持するため、あるいは動物から発生する病原菌を防止するために地方行政体は所轄地域の全部あるいは一部を動物の飼育あるいは放置の規制地区に指定する権限を有する。

第一段落に基づき条例公布において、地方行政体は特定の種類の動物の飼育あるいは放置について、全面的に禁止する、数匹を制限する、あるいは何等かの基準を適用する地区を規定することができる。

#### 第三十条。

地方行政官が公共場所あるいは公道において第二十九条に違反

している動物を発見し、その所有者が判明しなかった場合は地方行政官はその動物を三十日以上隔離する権限を有し、期限が経過してもその動物の所有権を証明し、返却を申請する者が現れなかった時はその動物の地方行政体が没収する。しかし隔離がその動物あるいはその他の動物に危険を及ぼす可能性がある場合または過度な経費負担を強いる場合は地方行政官は所定の期限前にその動物を売却する、あるいは競売に付すことができ、その代金から売却あるいは競売および飼育の経費を差し引いた額を動物の代わりに保管する。

第一段落に基づき売却あるいは競売が行われず、動物の所有者が所定の期間内に返却を申請した場合は、動物の所有者は飼育経費の実費を地方行政体に弁済しなければならない。

地方行政官が発見した動物が伝染病に罹っており、住民に危険を及ぼす可能性があることが明らかになった場合は、地方行政官は屠殺あるいは適当な処置を行う権限を有する。

#### 第七章。

健康を阻害する事業。

#### 第三十一条。

大臣は委員会 の助言により、健康を阻害する事業を官報において規定する権限を有する。

#### 第三十二条。

第三十一条に基づき公布された事業運営を管理するために、地

方行政体は以下の条例を公布する権限を有する。

(一) 第三十一条に該当する事業の一部あるいは全部を条例による規制適用事業に指定する。

(二) (一) に基づく事業の運営者が事業において使用する場所の状態あるいは衛生に関して遵守すべき規則および一般条件、および健康阻害を防止する措置を規定する。

#### 第三十三条。

第三十二条(一) に基づく条例の発効日から九十日が経過した時には第五十六条に基づき地方行政官の許可を受けた場合を除き、第三十二条(一) に基づき条例が規制事業に指定した事業を営利目的で運営することを禁じる。

第一段落に基づき許可証発行において、地方行政官は第三十二条(二) に基づく条例が規定する一般条件に加えて、とくに許可証取得者が公衆の健康阻害を防止するために遵守すべき条件を規定することができる。

第一段落に基づき許可証は一種類、かつ一カ所の事業にのみ適用する。

#### 第八章。

市場、食品売場  
および食品貯蔵場。

#### 第三十四条。

第五十六条に基づき地方行政官の許可を受けた場合を除き、市場を設置することを禁じる。

第一段落に基づき地方行政官が市場設置許可証を発行した後、

の市場として用いる場所あるいは地域の發見、擴張あるいは縮小は第五六条に基づき地方行政官から文書により許可された時にのみこれを行うことができる。

本条の規定は、職務権限に基づく市場を設置した省、庁、局、地方行政体あるいは政府機関には適用されないが、その市場運営は本法令の他の規定に基づく許可証取得者と同様に行わなければならない。地方行政官は本条に基づき市場設置者がとくに遵守すべき条件を文書で規定する権限を有する。

### 第三五条。

市場の管轄のために、地方行政体は以下の条例を公布する権限を有する。

(一) 立地場所、面積、見取り図、および建造物および衛生についての規則を規定する。

(二) 場所の配置、物品の配置および市場運営に関するその他の点について規則を規定する。

(三) 市場の営業時間を規定する。

(四) 市場設置許可証取得者が遵守すべき市場内の衛生的な清潔・秩序の維持、汚物あるいはゴミの収集あるいは処理、排水、排気、快適性阻害因の防止および伝染病の蔓延防止につ

ての規則および方法を規定する。

### 第三六条。

市場内で物品を販売する者あるいは販売を補助する者は第三七条に基づき条例が規定する規則に従わなければならない。

### 第三七条。

市場内で物品を販売する者を管轄するために、地方行政体は市場内で物品を販売する者あるいは販売を補助する者が遵守すべき売場周辺の清潔、周辺の衛生、および食品およびその他の商品の販売、調理、調味、保管あるいは貯蔵における衛生の維持、および容器、用水および各種の用具の清潔維持についての規則および方法を規定する条例を公布する権限を有する。

### 第三八条。

何等かの建造物あるいは地域内で、市場内の物品販売ではなく、面積が二百平方メートルを超える食品売場あるいは食品貯蔵場を設置する者は第五六条に基づき地方行政官の許可を受けなければならない。その場所の面積が二百平方メートル以下の場合、設置前に第四七条に基づき届出証明書を申請するために地方行政官に届け出なければならない。

### 第三九条。

第五六条に基づく許可証あるいは第四八条に基づき届出証明書を取得した食品売場あるいは食品貯蔵場の設置者および第三八条に基づき食品売場あるいは

食品貯蔵場において食品を販売、加工、調理、調味、保管あるいは貯蔵する者は第四〇条に基づく条例が規定する規則または許可証あるいは届出証明書に規定されている条件に従わなければならない。

### 第四〇条。

許可証あるいは届出証明書を取得した食品売場あるいは食品貯蔵場を管轄するために、地方行政体は以下の条例を公布する権限を有する。

(一) 食品の種類、営業場所の状態あるいは販売方法に基づき食品売場あるいは食品貯蔵場の種類を規定する。

(二) 食品の販売、消費、加工、調理、調味あるいは貯蔵に用いる場所の設置、使用および状態と衛生の維持についての規則を規定する。

(三) 快適性阻害因と伝染病の防止について規則を規定する。

(四) 食品の販売時間を規定する。

(五) 食品の販売者、調理者およびサービス提供者の周辺の衛生についての規則を規定する。

(六) 食品の衛生、食品の販売、加工、調理、調味、保管あるいは貯蔵の方法についての規則を規定する。

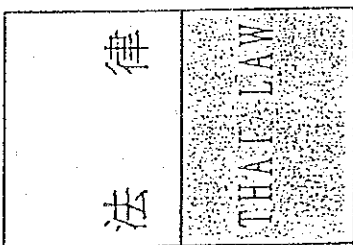
(七) 容器、設備、用水およびその他の用具の衛生についての規則を規定する。

### 第九章。

公共場所あるいは

公道での商品販売。

### 第四一条。





地方行政官は公共場所あるいは公道を一般の国民が利用できるよう管轄する職務を有する。

第五六条に基づき地方行政官の許可を受けた場合を除き、特定場所での販売であるか行商であるかを問わず、公共場所あるいは公道での商品販売を禁じる。

第二段落に基づく許可証発行において、特定の場所で常時商品販売する場合について、地方行政官は許可証に商品の種類、販売形態と方法、および商品の配置場所を明記し、適当な条件を規定することができる。

許可証の内容と異なるような商品の種類、販売形態と方法、および商品の配置場所の変更は、許可証取得者が地方行政官に届出、地方行政官がその変更届け出内容を許可証に記載した時のみ、これを行うことができる。

#### 第四二条。

地方行政官は交通警察官の承認により以下の通達を公布する権限を有する。

(一) 公共場所あるいは公道、またはその一部を商品の販売あるいは購入の全面禁止地区に指定する。

(二) 公共場所あるいは公道、またはその一部を特定の種類の商品販売、所定の時間内の商品販売あるいは特定の方法による商品販売の禁止地区に指定し、またはその地域での商品販売の規則、方法および条件を規定する。

(一) あるいは(二)の施行において、地方行政官は通達を

地方行政体の事務所および(一)あるいは(二)に基づく地区に指定された地域において公示し、公示日から十五日以上のその通達の発効日を規定する。

#### 第四三条。

公共場所あるいは公道での国民の利益を保護し、商品販売を規制するために、地方行政官は以下の条例を公布する権限を有する。

(一) 商品販売する者あるいは販売を補助する者の身辺の衛生についての規則を規定する。

(二) 食品あるいはその他の商品の販売、加工、調理、調供、保管あるいは貯蔵の方法の衛生、および容器、用水および各種用具の清潔維持についての規則を規定する。

(三) 公共場所あるいは公道での商品配置および行商についての規則を規定する。

(四) 商品の販売時間を規定する。

(五) 清潔を維持し、健康の阻害、快適性阻害因および伝染病を防止するために必要なその他の措置を規定する。

#### 第一〇章。

地方行政官および

公衆衛生官の職務権限。

#### 第四四条。

本法令に基づく職務のため、地方行政官および公衆衛生官は以下の職務権限を有する。

(一) 検査あるいは審議の参考のために、何等かの者に証言、通知あるいは説明を行うよう召喚する、または関連する資料・

証拠を提出するよう文書で命令する。

(二) 日照時間内あるいは営業時間内に、条例あるいは本法令の施行を検査あるいは管轄するために、何等かの建造物あるいは場所に立ち入る。その際、その建造物あるいは場所の所有者あるいは占有者に事情聴取を行う、または届出証明書あるいは関連証拠の提示を求める権限を有する。

(三) 許可証あるいは届出証明書の取得者に許可証あるいは届出証明書に基づく条件または本法令に基づく条例を遵守するよう助言する。

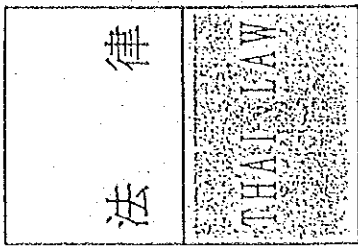
(四) 訴訟手続きのため、あるいは必要とあらば処分するために、国民の健康を阻害する可能性のある物品の没収あるいは差し押さえを行う。

(五) 衛生的でない、または快適性阻害因の疑いのある商品あるいは物品を、検査に必要な見本として、建造物あるいは場所から適量を、代金を支払うことなく持去る。

地方行政官はその所轄地域において第一段落に基づく一部あるいはすべての職務を行うために公務員あるいは地方行政体職員を任命することができる。

地方行政官あるいは公衆衛生官、または地方行政官に任命された者の職務において、その者は省令が規定する書式に基づく身分証明書を関係者に提示しなければならず、関係者は適当な協力を行わなければならない。

(つづく)



# 公衆衛生法 (第三回)

## 第四五条。

本法令に明記されている事業者が本法令、または本法令に基づき公布された省令、条例あるいは布告、または地方行政官命令のその事業に関する規定に従っていないことが明らかになった場合は、地方行政官はその事業者に改善するよう命令する権限を有し、事業者が改善に応じなかった場合、またはその事業が国民の健康に深刻な危険を及ぼした、あるいは及ぼす疑いがある場合は、地方行政官はその者に危険な状態ではないことが明らかになるまで、営業をただちに休止するよう命令する。

第一段落に基づき地方行政官の命令では、ただちに営業を休止するよう命令する場合を除き、七日以上の適当な期間内に命令に従うことを規定し、文書でその業者に通知しなければならない。業者に会えなかった、あるいは事業者が命令書を受け取ろうとしなかった場合は、命令書を留郵便で送付するか、事業者の住宅あるいは事務所の容易に視認できる場所に掲示し、配達時刻あるいは掲示日にその者は命令を知ったものと見做す。

## 第四六条。

公衆衛生官が本法令あるいは条例の規定の違反した状態あるいは行為を発見した場合は、速やかに地方行政官にその職務を

行うよう通知する。

公衆衛生官が第一段落に該当する状態が国民の適切な生活状態を損なう、または国民の健康に深刻な危険を及ぼし、緊急に対処すべきだと判断した場合は、公衆衛生官はその違反行為若くは改善あるいは改善のための手続きを行うよう命令する権限を有し、地方行政官に通知する。

## 第四七条。

本法令に基づき職務において、地方行政官、公衆衛生官および第四四条に基づき地方行政官に任命された者を刑事法典に基づき係官とし、また本法令違反者の逮捕あるいは取り締まりにおいては地方行政官および地方行政官に任命された者を刑事訴訟法典に基づき行政官あるいは警察官とする。

## 第一章。

### 届出証明書。

## 第四八条。

第三八条に基づき事業を行うための地方行政官への届出書および届出証明書は条例が規定する形式に従う。

地方行政官が届出を受理した時は、届出証明書を発行するまでの間の、届出に基づき営業する臨時の証拠として届出者に対して受理証を発行する。

地方行政官は第一段落に基づき条例が規定する形式に照らし届出を審議し、届出内容が正当な場合は、届出を受理した日から七公務日以内に届出者に対して届出証明書を発行する。

受理証あるいは届出証明書において地方行政官はそれぞれの届出者あるいは届出証明書取得者が遵守すべき条件を規定することができる。

届出内容に誤りあるいは不備がある場合は、地方行政官は届出を受理した日から七公務日以内にその旨を届出者に通知し、届出者が地方行政官からの通知を受け取った日から七公務日以内に訂正手続きを行わなかった時は、地方行政官は届出者の届出失効を命令する権限を有する。しかし届出者が所定の期間内に訂正手続きを行った時は、地方行政官は第一段落に基づき条例の規定に照らして正しい内容の届出を受理した日から七公務日以内に届出証明書を発行する。

## 第四九条。

届出証明書取得者は営業時間を通して、営業場所の容易に視認できる場所に届出証明書を掲示しておかなければならない。

## 第五〇条。

届出証明書を紛失した、また

は主要部分が破損あるいは欠損した場合は、届出証明書取得者はそれを知った日から十五日以内に届出証明書の再発行を申請する。

届出証明書の再発行申請および再発行は条例が規定する規則および方法に従う。

#### 第五一条。

第四八条に基づく届出者が廃業あるいは他の者への事業の譲渡を希望する場合は、地方行政官に通知する。

#### 第五二条。

第四八条に基づく地方行政官への届出を行わずに本法令が規定する事業を行ったために本法令に基づく罰則を適用されたことのある者が地方行政官への届出を行わずに営業を続けた場合は、地方行政官はその者に対して、第四八条に基づき届出手続きを行うまで営業を停止するよう命令する権限を有し、それでも違反行為を続けた時は、二年以内の営業禁止を命令することができる。

#### 第五三条。

地方行政官の第四八条に基づく通知および第五二条に基づく命令は文書で届出者あるいは事業者に通知する。受取人に会えなかった、あるいはその者が通知書を受け取らうとしなかった場合は、留置郵便で送付するか、その者の住宅あるいは事務所の容易に視認できる場所に掲示し、配達時刻あるいは掲示日にその

者は命令を知ったものと見做す。

### 第二章。

#### 許可証。

#### 第五四条。

本法令が何等かの事業あるいは行為に地方行政官からの許可証取得を義務付けている場合は、地方行政体はその件についての許可証の申請および発行の規則、方法および条件を条例で規定する権限を有する。

#### 第五五条。

本法令に基づき発行する許可証の有効期間は発行日から一年とし、その発行者である地方行政体の所轄地域内でのみ適用する。

許可証の更新では有効期限切れの前に申請しなければならず、手数料を納入して申請書を提出した時は、地方行政官が許可証更新の却下を命令するまで営業を続けることができる。

許可証の更新申請および更新許可の規則、方法および条件は条例の規定に従う。

#### 第五六条。

許可証申請あるいは許可証更新申請を受理した時、地方行政官は申請書を査閲し、条例が規定する規則、方法あるいは条件に照らして申請者に誤りあるいは不備があることが明らかになった場合は、地方行政官は申請書を受理した日から十五日以内

に、そのすべての誤りあるいは不備を申請者に一括して訂正するよう通知し、申請者に申請書を返却する必要がある場合は、誤りあるいは不備を通知するとともに申請書を返送する。

地方行政官は条例の規定に照らして正当な申請書を受理した日から三十日以内に、申請者に対して許可証を発行するか、理由を付して申請却下を通知する。

第二段落に基づく期間内に許可証発行あるいは申請却下命令を行うことができない不可避な理由がある場合は、一回十五日以内で二回以下の期間延長を行うことができる。ただし第二段落に基づく期限あるいは延長した期限が切れる前に、申請者に期間延長とその理由を文書で通知しなければならない。

#### 第五七条。

本法令に基づく許可証取得者は営業時間を通して、営業場所の容易に視認できる場所に許可証を掲示しておかなければならない。

#### 第五八条。

許可証を紛失した、または主要部分が破損あるいは欠損した場合は、許可証取得者はそれを知った日から十五日以内に許可証の再発行を申請する。

許可証の再発行申請および再発行は条例が規定する規則、方法および条件に従う。

#### 第五九条。

許可証取得者が本法令、または本法令に基づき公布された省令あるいは条例の規定、または許可証に記載されているその許可事業に関する条件規定に従っていないことが明らかになった場合は、地方行政官は十五日以内に許可証停止を命令する権限を有する。

#### 第六〇条。

以下のことが明らかになった時、地方行政官は許可証の取り消しを命令する権限を有する。

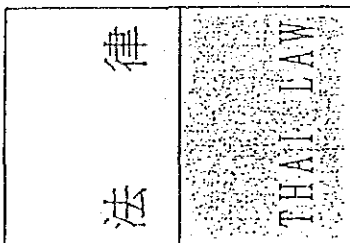
(一) 二回以上許可証停止処分を受けたことがあり、再び許可証を停止しなければならない理由がある。

(二) 本法令違反の有罪判決が確定した。

(三) 本法令、または本法令に基づき公布された省令あるいは条例の規定、または許可証に記載されているその許可事業に関する条件規定に従っておらず国民の健康に深刻な危険を及ぼしている、あるいは国民の適切な生活状態を損なっている。

#### 第六一条。

許可証の停止命令および取り消し命令は文書で許可証取得者に通知する。許可証取得者に会



えなかった、あるいは許可証取得者が命令書を受け取ろうとしなかった場合は、命令書を普通郵便で送付するか、許可証取得者の住宅あるいは事務所の容易に視認できる場所に掲示し、配達時刻あるいは掲示日にその者は命令を知ったものと見做す。

#### 第六二条。

許可証を取り消された者は許可証取り消し命令を受けた日から一年が経過するまで、許可証を取り消された事業についての許可証申請を再び行うことはできない。

#### 第三三章。

#### 手数料および罰金。

#### 第六三条。

地方行政体は省令が規定する規則、方法、条件および額以下の手数料を規定する条例を公布する権限を有する。

#### 第六四条。

本法令に基づくすべての手数料および罰金は地方行政体の収入とする。

#### 第六五条。

地方行政官への届出あるいは本法令に基づく許可証取得が必要な事業についての手数料を条例が規定している場合は、届出者あるいは許可証取得者はその事業を続けている限り、条例が規定する額および期間に基づき

手数料を納入しなければならず、所定の期間内に手数料を納入しなかった場合は、未納の手数料の二十パーセントの額の罰金を徴収する。ただし届出者あるいは許可証取得者が条例が規定する手数料納入期限前に廃業届けを行った場合を除く。

第一段落に基づき手数料を納入しなければならない者が連続して二回を超えて手数料を滞納した場合は、地方行政官は手数料および罰金全額を納入するまでその者に営業停止を命令する権限を有する。

#### 第一四章。

#### 再審請求。

#### 第六六条。

地方行政官が第二一条、第二二条、第二七条第一段落、第二八条第一段落あるいは第三三段落、第四五条、第四八条第五段落、第五二条または第六五条第二段落に基づき命令した、または本法令に基づく許可申請あるいは許可証更新の却下または許可証取り消しを命令した、または公衆衛生官が第四六条第二段落に基づき命令した場合で、命令を受けた者がその命令に不服の時は、その者は命令を知った日から三十日以内に大臣に再審請求を行う権利を有する。

第一段落に基づく再審請求は、大臣が臨時の執行猶予を認めた場合を除き、命令の執行猶予の理由とはならない。

第六七条。

第六六条に基づく再審請求について、大臣はすみやかに發議する。

大臣の裁定は最終的なものとす。

第二五章。

罰則。

第六八条。

第六六条に基づく省令に違反した者は一万バツ以下の罰金刑に処す。

第六九条。

適当な理由あるいは釈明なくして第八條第一段落に基づく保健局長命令に従わなかった者、または第八條第二段落に基づく公衆衛生官あるいは第八條第三段落に基づく県公衆衛生医務官の職務を妨害した者は二カ月以下の懲役あるいは五千バツ以下の罰金、またはその両方の刑に処す。

第七〇条。

適当な理由あるいは釈明なくして第一七條に基づく委員会あるいは小委員会の命令に従わなかった者は一カ月以下の懲役あるいは二千バツ以下の罰金、またはその両方の刑に処す。

第七一条。

第一九條、第三三條第一段落あるいは第三四條に違反した者は六カ月以下の懲役あるいは一

万バツ以下の罰金、またはその両方の刑に処す。

第七二条。

許可証を取得することなく面積二百平方メートルを超える食品売場あるいは食品貯蔵場を設置した者は六カ月以下の懲役あるいは一万バツ以下の罰金刑に処す。

届出証明書なくして面積二百平方メートル以下の食品売場あるいは食品貯蔵場を設置した者は三カ月以下の懲役あるいは五千バツ以下の罰金刑に処す。

第七三条。

第二〇條(五)、第三二條(二)、第三五條(一)あるいは(四)、または第四〇條(二)あるいは(三)に基づく条例に違反した者は六カ月以下の懲役あるいは一万バツ以下の罰金、またはその両方の刑に処す。

第一段落、第三七條あるいは第四三條の規定以外の本法令に基づく条例に違反した者は五千バツ以下の罰金刑に処す。

第七四條。

適当な理由あるいは釈明なくして第二一條、第二二條、第二七條第一段落、または第二八條第一段落あるいは第三段落に基づく地方行政官の命令に従わなかった者、または第二三條、第二七條第二段落あるいは第二八條第二段落に基づく地方行政官の職務を妨害した者は一カ月以下の懲役あるいは二千バツ以

下の罰金、またはその両方の刑に処す。

第七五條。

第二四條第二段落に違反した建造物の所有者あるいは占有者は千バツ以下の罰金刑に処し、さらに違反期間を通して一日五百バツ以下の罰金を徴収する。

第七六條。

第三三條第一段落あるいは第四一條第三段落に基づき地方行政官が許可証に規定しておいた条件に従わなかった許可証取得者は二千バツ以下の罰金刑に処す。

第七七條。

第四一條第二段落に違反した者、あるいは第四二條(一)に基づく地方行政官通達に違反した者は二千バツ以下の罰金刑に処す。

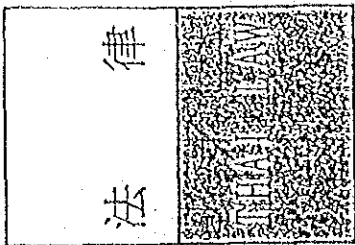
第七八條。

第三六條に従わなかった者、または第四二條(二)に基づく地方行政官通達あるいは第四三條に基づく条例に違反した者は千バツ以下の罰金刑に処す。

第七九條。

地方行政官、公衆衛生官あるいは第四四條に基づき地方行政官に任命された者の召喚、または報告あるいは資料提出命令に従わなかった者、またはその職務を妨害した、あるいは協力しなかった者は一カ月以下の懲役あるいは二千バツ以下の罰金、またはその両方の刑に処す。

(つづく)



# 公衆衛生法 (第四回)

## 第八〇条。

地方行政官の営業停止命令期間中に営業した、または適当な理由あるいは釈明なくして第四五条あるいは第六五条第二段落に基づく地方行政官の命令に従わなかった事業者は六カ月以下の禁固あるいは一万バーツ以下の罰金、またはその両方の刑に処し、さらに違反期間中を通して一日五千バーツの罰金刑に処す。

## 第八一条。

適当な理由あるいは釈明なくして第四六条第二段落に基づく公衆衛生官の命令に従わなかった、または公衆衛生官の職務を妨害した者は二カ月以下の禁固あるいは五千バーツ以下の罰金、またはその両方の刑に処す。

## 第八二条。

第四九条あるいは第五〇条に従わなかった者は五百バーツ以下の罰金刑に処す。

## 第八三条。

第五七条あるいは第五八条に違反した許可証取得者は五百バーツ以下の罰金刑に処す。

## 第八四条。

許可証停止命令期間中に営業した許可証取得者は六カ月以下の禁固あるいは一万バーツ以下の罰金、またはその両方の刑に処し、さらに違反期間中を通して一日五千バーツの罰金刑に処す。

## 第八五条。

(一) バンコクはバンコク都庁代表、最高検察事務局長代表および警察局長代表で構成する、

(二) その他の県は県知事、県検察官および県警察局長で構成する、

略式起訴委員会を設置する。

本法令に基づく違反行為について、容疑者が禁固刑に服する、あるいは訴訟手続きを行うには及ばないと判断される場合は、略式起訴委員会は略式起訴を行う権限を有する。

罰金刑のみが規定されている、または一カ月以下の禁固刑あるいは二千バーツ以下の罰金刑、またはその両方の刑が規定されている違反行為については、地方行政官あるいは地方行政官が委任した者は略式起訴を行う権限を有する。

略式起訴が行われた日から三十日以内に罰金を支払った時は刑事訴訟法典に基づく訴訟は終了したものと見做す。

容疑者が略式起訴に同意しない場合、あるいは同意したが所定の期間内に罰金を支払わない場合は訴訟手続きを続行する。

## 第一六章。 臨時規定。

## 第八六条。

本法令の発効日に本法令により廃止された公衆衛生法に基づく営業許可証を取得しており、かつその事業が本法令に基づく許可証取得の義務がある事業、届出および届出証明書取得の義務がある事業と同様の性質の事業である場合は、その者はその事業を本法令に基づく許可証取得者あるいは届出証明書取得者と同様に続行することができるが、その許可証の期限が切れた時にその者が事業の続行を希望する場合はその者は営業を行う前に本法令に基づく許可証申請あるいは届出を行わなければならない。

## 第八七条。

本法令により廃止された公衆衛生法では届出および届出証明書取得の義務はなかったが、本法令に基づく届出および届出証明書取得の義務がある事業を営む者で、第八六条に基づく許可証取得者ではない者は事業を続行することができるが、本法令の発効日から九十日以内に地方行政官に届出なければならない。

## 第八八条。

本法令により廃止された公衆衛生法では許可証取得の義務はなかったが、本法令に基づく許可証取得の義務がある事業を営む者は事業を続行することがで

きるが、本法令の発効日から九十日以内に本法令に基づく許可証申請を行わなければならず、申請を行った時は本法令に基づく営業許可証発行が却下されるまで事業を続行することができる。

#### 第八九条。

一九四一年公衆衛生法令第七條に基づく健康を害する可能性のある営利事業に指定されている事業および一九四一年公衆衛生法令第三一條に基づく理髪業は第三一條あるいは第三二條の適用下において健康を阻害する事業と見做す。

#### 第九〇条。

本法令により廃止された公衆衛生法に基づく省令、布告、条例、規約または地方行政官あるいは公衆衛生官の命令は、本法令に抵触あるいは相反しない限りにおいて、本法令に基づく省令、布告、条例または地方行政官あるいは公衆衛生官の命令が公布されるまで、引き続き施行することができる。

国王陛下の勅命を受けて  
アナン・パンヤラチミン  
内閣総理大臣

(一九九二年四月五日付け官報  
第一〇九卷第三八部にて公布)  
(おわり)





## 5. 工場法(1969)

# 工場法

(仏暦 2512 年)

アーミボン・アドウンヤザート國王御治世第 24 年目に當たる仏暦 2512 年 2 月 21 日に御下賜。

アーミボン・アドウンヤザート國王陛下は勅令をもって次のように御旨下された。工場法を改正することが適當であることに鑑み、國會の勅告と同意に基づき、次の通り法律を制定する。

第 1 条 この法律は「仏暦 2512 (1969) 年工場法」と呼称される。

第 2 条 この法律は官報に公示した日より 90 日の期間経過後発効する。

第 3 条 以下のものを廃止する。

(1) 仏暦 2482 (1939) 年 工場法

(2) 仏暦 2503 (1960) 年 工場法

第 4 条 この法律は國の安全保障に利用するため國により運営されている國營工場には適用されないものとする。ただし同工場は、工場立地や、人もしくは財産に対して起こるおそれのある危険または不測な事態の防止並に制御、廃棄物の処理、排水処理、換気に関する省令については、これを遵守しなければならない。

第 5 条 この法律において「工場」とは、合計出力が 2 馬力以上、もしくは 2 馬力以上に相当する機械を使用するか、あるいは機械を使用する、しないにかかわらず、7 人以上の従業員を使用し、省令によって定められた工場の業種または種類に従い、製造、生産、組立、包装、修理、整備、試験、改良、改造もしくは破壊を行なう建造物、場所、または輸送機械を意味する。

「機械」とは動力を生み出すか、動力状態を変化させるか、もしくは動

力を送るためにいくつかの部分から組み立てられているものを意味する。こゝでいう動力とは水力、蒸気力、火力、風力、ガス、電力あるいはその他の形態のエネルギーのどれかひとつもしくはその組み合わせをさす。なお「機械」には鼓風機、はずみ車、浮車、ベルト、シヤフトギアあるいは相互に作用するその他のものも含まれる。

「労働者」とは工場内で労働作業に従事する者をいい、管理作業を行なう者は含まれない。

「係官」とは、本法律を施行するため、大臣が任命した者をいう。

「次官」とは工業省次官をいう。

「大臣」とは、本法律の施行に関し、責任を有し、監督を行なう大臣をいう。

第6条 ① 大臣は以下に該当するような工場に対してはいかなる工場であれ、この法律の適用を全面的に、あるいは部分的に免除する旨の通達を官報に公示できる権限を有する。ただし人もしくは財産に対して起こるか起こる恐れのある危険または不快な事態の規制、防止ならびに制御、廃棄物の処理、排水処理、換気に関するものは除くものとする。

(1) 工業開発のための調査研究を目的とする工場

(2) 学生訓練の目的で設立された教育施設としての工場

(3) 工場採集以外の他の目的のために必要な設備としてのみ運営されている工場。

(4) 家内工業の特徴をもって運営される工場

(5) 誰にも危険もしくは不快な事態を与えずに運営される工場

② 上記の通達は何時に規則、手続き、ならびに条件を規定することができるものとする。

③ 許可証の申請に関し、その一部について通達が適用除外を工場に対して認めている場合には、当該工場の操業者は、適用除外を受けていなかった他の部分についても許可証を受けた者と見做される。

第7条 ① 工業大臣は、この法律の施行に関する管理責任を負いこの法律の未

尾に付す料率を超えない範囲内の手数料を規定し、またこの法律の遂行のために必要な他の手続を規定する省令の公布を行なうと共に、保管を任命する権限を有する。

② かかる省令は官報に公示された日より発効するものとする。

## 第1章 工場の設立と操業

第8条 ① 工場は、次官もしくは次官が許可証の交付を委任する者から事前に工場設立許可証を取得してはじめて工場を設立することができる。

② 工場設立許可証の交付に当っては、操業開始のため工場の設立を完了するまでの期間を規定するものとする。

③ 工場設立許可証申請の規則、手続き、条件、および形式ならびに許可証の交付は、省令の規定に従うものとする。

第9条 工場設立許可証の交付に先立ち、次官または次官が許可証の交付を委任する者が、各々の業種や種類の工場について、第8条に基づき条件を規定されている条件以外に遵守すべき条件を規定する場合は、工場採集許可申請書に明記された詳細事項に従って、遵守すべき条件を規定しようとする場合、次官または次官が許可証の交付を委任する者は申請者に条件を通知し、さらに証拠としてその記録を行ない、申請者はその記録に署名するものとする。

第10条 ① 第8条に基づき工場設立許可申請書の審査は遅滞なく行われるものとする。

② 工場設立不許可の命令に対しては、命令が伝えられた日から数えて15日以内に大臣に対し上訴するものとする。大臣の決定についてはこれを最終的なものとする。

第11条 ① 工場設立許可証取得者は、次官または次官が許可証の交付を委任する者より、期間延長が認められない限り、第8条第2項で定められた期間内に工場設立を完了しなければならない。

② 期間延長の申請は、上記第1項に言う期間の満了以前に提出されなければならない。その申請の審査は遅滞なく行なわれるものとする。

第12条 ① 工場設立完了後、操業開始に先立ち、工場設立許可証取得者は、当該工場設立完了から数えて30日以内に、次官または次官が許可証の交付を委任する者に対し、工場操業許可証の申請書を提出するものとする。

② 次官または次官が許可証の交付を委任する者は上記第1項に基づく申請書を受理した場合、当該工場と機械類を検査する係官を派遣するものとする。工場または機械類が、許可を受けた計画と仕様に合致していないければ、係官は、工場設立許可証取得者に対し、所定の時間内に許可通りの条件にするよう命ずるものとする。もし、上記の所定期間が不十分な場合には、工場設立許可証取得者は、次官または次官が許可証の交付を委任する者に対し、適当な期間の延長を申請することができるとする。

③ 工場ならびに機械が許可された計画ならびに、仕様に合致する、あるいは合致するように修正がなされた場合、次官または次官が許可証の交付を委任する者は工場操業許可証を発行することができる。

④ 工場操業許可証発行に当っては、第9条によって定められた条件を許可証に明記するものとする。

⑤ 工場操業許可証は省令に定められた様式に従うものとする。

第13条 ① 工場設立許可証取得者が、上記第12条第2項による係官の命令に不服がある場合、許可取得者は命令が伝えられた日から数えて15日以内、次官または次官が許可証の交付を委任する者に対し、決定を仰ぐ附願書を提出するものとする。

② 上記第1項に基づいて提出された附願書は工場設立許可証取得者に対し、係官の命令の遵守を何ら免除するものではない。

第14条 ① 第13条に基づく決定がなされた場合、もし工場設立許可証取得者が決定に従わなければ、次官または次官が許可証の交付を委任する

者は工場操業許可証の交付を却下する権限を有するものとする。

② 操業許可の命令に対しては命令を伝えられた日から数えて15日以内に、大臣に上訴することができる。この場合、大臣の決定は最終的なものとする。

第15条 ① もし工場設立許可証取得者が、第12条第1項に定める期間内に操業許可証申請書を提出しなかった場合、あるいは第12条第2項に基づいて出された係官の命令期間内に工場もしくは機械の改善を行わなかった場合、あるいは第13条に基づく期間満了後に附願書を提出しなかった場合、あるいは第14条に基づく期間満了後に上訴しなかった場合には、たとえ工場設立許可証取得者が工場の操業を行なう意思があっても、同人は新規の工場設立申請と同じ手続きを取るものとする。

第16条 工場操業許可証は交付の年から第3年目の末日まで効力を持つ。ただし第26条に基づき工場の移転、あるいは第30条若しくは第31条第1項に基づく操業停止の場合には、工場操業許可証は新規の工場操業許可証交付の日若しくは操業停止の日に無効となるものとする。

第17条 ① 工場操業許可証取得者は、係官が当該工場および機械類の事前検査を事前に実施できる様、許可証が提出する日以前に省令に規定された形式と手続きに従って工場操業許可証更新の申請を行なうものとする。この許可更新の申請が提出された後、当該許可更新を却下する最終決定が出されるまでは、操業を継続することができるものとする。

② 工場もしくは機械類を検査した結果、工場が第39条に合致していないかまたは安全でないことが判明した場合には、係官は工場操業許可証取得者に対し工場若しくは機械類を第39条に合致させるかまたは安全な状態となすべく修正、変更若しくは改造するよう命ずるものとする。

③ 許可証更新の申請者が第39条を遵守するか、あるいは係官に従って工場若しくは機械類の修正、変更又は改造を行なった場合には、

次官または次官が許可証の交付を委任する者は許可更新を承認するものとす。

第18条 工場操業許可更新を却下する命令に対しては、命令が伝えられた日から教えて15日以内に大臣に上訴することができる。この場合、大臣の決定は最終的なものとする。

第19条 工場操業許可証取得者は、工場内のささぎるもののない、かつ良好な立つ場所にその許可証を掲示しなければならない。

第20条 工場操業許可証をすでに取得している者により採集されている工場で、その合計出力が2馬力未満か、2馬力未満相当の出力の機械類を使用しているか、あるいは7人未満の労働者を雇用していることが判明した場合、工場は採集停止が通告されるまで、または採集許可証が失効する日まで、この法律に基づく工場と看做される。

第21条 ① 工場操業許可証取得者は、次官または次官が許可証の交付を委任する者により許可証が交付されない限り、工場の拡張はできないものとする。

② 第8、9、10、11、12、13、14、15、33条は、必要な変更を加えた上で、工場拡張許可申請、工場拡張許可承認および工場拡張許可申請却下に対する上訴に対しても適用されるものとする。

③ 工場拡張とは次のことをいう。

(1) 機械が20馬力を越えないかもししくは20馬力を越えない相当の動力しかない場合には、出力を50%以上引き上げるため、または20馬力以上もしくは20馬力相当以上の機械の場合には、10馬力以上もしくは10馬力相当以上に出力を引き上げるため、それぞれ機械類の増設、変更もしくは改造をおこなうこと。

(2) 工場の土台のどこかがさらに500キログラム以上の重量に耐えられるよう、工場建物を増築または一部変更すること。

④ 拡張された工場の操業許可証は、第15条に基づき工場操業許可証と同一の有効期限をもつものとする。

第22条

工場操業許可証取得者が、工場拡張ではないが、生産に使用または発用または動力源として使用される機械類の増設、変更もしくは改造をする場合、あるいは工場運営上の直接の利益を目的として工場建物面積の拡張、または工場建物増築を行う際、もとの工場面積が200平方メートル未満の場合には面積を50%以上増加する場合、工場面積が200平方メートル以上の場合には100平方メートル以上増加する場合、当該許可取得者は、機械類の増設、変更、もしくは改造の日、または工場建物面積の拡張もしくは建物増築の日から教えて7日以内に文書で係官に通知するものとする。ただし、機械類の増設、変更もしくは改造、または工場建物面積の拡張もしくは建物増築は、官報に公示された大臣通告に基づく規則ならびに手続きに従わなければならない。

第23条 工場の名称もしくは工場操業許可証取得者の変更がある場合には、変更の日から15日以内に文書で係官に通知しなければならない。

第24条 工場操業許可証が紛失または破損した場合は、同取得者は紛失または破損を知った日から教えて15日以内に係官に対し暫定許可証を申請するものとする。

第25条 ① 工場操業許可証取得者が、暫定的な許可に基づき採集を行なうために、機械類の一部を工場内の掘付場所から他の場所へ移動する場合、次官または次官が許可証の交付を委任する者に計画書と理由書の詳細事項を添付して許可の申請書を提出するものとする。

② 次官または代理官は、適当であると認められた場合、所定の期間内に、かつ最低限命令の日から1年以内に、申請内容通りに機械類の一部の移動を行なう旨の許可を行なうことができる。この場合、安全性確保のために、手続きに関連する条件を定めることができる。

③ 工場操業許可証取得者は、上記第2項に基づき許可を受けた期間を超えて採集する必要がある場合、当初の期限満了以前に、次官または次官が許可証の交付を委任する者に対し、期間の延長を申請するも

のとする。次留または次官が許可証の交付を委任する者がそれが妥当であると認められた場合、1年を限償として、期間の延長を認めることができる。

第26条 ① 工場操業許可証取得者が、工場を別の場所に移転することを希望する場合、新規工場の設立を申請する者と同様の手続きをとるものとする。

② 工場を拡張せずに、元の所在地と同一の郡（Amphoe）内の別の場所に移転する場合、第33条に基づき大臣通達は適用されないものとする。

第27条 工場もしくはその機械類が原因で工場内に事故が発生した場合、もしその事故が原因となつて、

(1) 死亡または事故から72時間後に負傷者がもとの業務を遂行できないうる傷を負った場合、工場操業許可証取得者はそれぞれ死亡の日から3日以内に、あるいは傷害事故発生後72時間経過した日までに文書で係官に通知するものとする。

(2) 工場が7日以上操業を停止する結果になつた場合、工場操業許可証取得者は、事故発生の日から数えて10日以内に、文書で係官に通知するものとする。

第28条 ① 第27条に定める事故が発生し、かつ工場および機械類の検査を行つた係官が、工場および機械類を安全に使用する状態へ修復させる事ができないと判断した場合には、係官は工場操業許可証取消し検討のため、次留または次官が許可証の交付を委任する者にその旨を報告するものとする。工場操業許可証の取消し命令を出すに当たっては、当該許可証取得者にその旨を通知するものとする。

② 許可取消しに対しては、その通知が伝えられた日から15日以内に大臣に上訴することができる。この場合、大臣の決定を最終的なものとする。

③ 上記第1項による工場操業許可証を命ぜられた者が元の工場の場

所に新しく工場を設立する場合は、新規工場設立申請者と同じ手続きをとるものとする。もし、その申請が元の許可取消日から180日以内に提出された場合には、第33条は適用されないものとする。

④ 上記第3項に基づき提出された申請を検討するに当たり、次留または次官が許可証の交付を委任する者は申請が元の許可に含まれている規則、手続、条件に合致していると認められる場合、工場設立許可証および工場操業許可証を遅滞なく交付するものとする。ただし当該工場が元の工場所在地に設立することが許可されない場合には、他の場所の設立を許可しうるものとする。

第29条 ① 工場が、継続して1年以上操業を停止する場合、当該工場の操業許可証取得者は停止後1年経過した日から7日以内に、これを文書で係官に通知するものとする。

② 工場操業許可証取得者が、操業継続を希望する場合、工場および機械類の検査のため係官に対し文書で通知するものとする。同取得者は、係官から文書で許可を受けた後はじめて、工場を操業できるものとする。

③ 工場操業継続許可の交付に先立って行なわれる工場および機械類の検査については、第17条第2項に必要の変更を加えた上、これを適用するものとする。

④ 工場操業継続申請の却下が命令された場合には、命令が伝えられた日から数えて15日以内に、次留または次官が許可証の交付を委任する者に対して決定を仰ぐ請願を提出し、必要な変更を加えた上で第14条を適用するものとする。

第30条 工場操業許可証取得者が工場の操業を停止した場合、停止の日から数えて15日以内に、次留または次官が許可証の交付を委任する者に対しこれを文書で通知するものとする。

第31条 ① 工場操業許可証取得者が、工場操業を請渡、あるいは工場を貸付または賦払い貸付もしくは売却した場合には、当該許可証取得者は工

場の譲渡、賃貸、賦払い賃貸、または売却の日から工場の操業を停止したものと看做される。

② 当該工場の譲受人、賃借人、賦払い賃借人または購入者は、上記第1項に従い、工場の操業が停止されたと看做される日から数えて7日以内に工場の操業許可申請をすものとし、その際、工場操業許可証の手数料の支払いは不要となる。この許可申請が提出された後、申請人は工場の操業許可証の交付を受けたものと看做され、許可証が交付されるまでの間、操業を継続することができる。

③ 上記第2項に基づき申請を受理した次官または次官が許可証の交付を委任する者は元の許可証の残存有効期間と等しい期間を待つ新しい許可証を交付するものとする。

第32条 ① 操業許可証取得者が死亡した場合、法定相続人または管財人は、死亡の日から90日以内、あるいは次官または次官が許可証の交付を委任する者が必要と認められた延長期間内に、次官または次官が許可証の交付を委任する者に対し、工場操業許可証の譲渡申請を行なうものとする。所定の期限内にこの申請書が提出されない場合は、操業許可証は失効したものと看做される。操業を継続する場合には、新規に工場設立をする場合と同じ手続きを行なうものとする。

② 上記第1項の期間中、工場の操業を遂行している法定相続人または管財人は、工場操業許可証取得者と同じ権限、義務および責任を負う。

③ 工場操業許可証取得者が裁判所によって、禁治産者と宣告された場合には、上記第1項、第2項の両項に必要な変更を加えた上で後見人に適用されるものとする。

第33条 國家の経済的利益のために、大臣は閣議の承認の下に以下を官報に告示する権限を有するものとする。

(1) 地域別に、設立もしくは拡張の許可あるいは設立もしくは拡張の不可を行なう工場数を業種別または種類別に規定すること。

(2) 設立もしくは拡張を許可する工場で使用、または生産される原料の種類、品質、原産地別原料使用比率あるいは原産地について規定すること。

(3) 設立もしくは拡張を許可する工場で生産される製品の種類もしくは品質について規定すること。

(4) 設立もしくは拡張を許可する工場の製品について、ある種の工業部門における当該製品の使用について、または当該製品のすべてまたはその一部の輸出について規定すること。

## 第2章 工場の管理

第34条 都市計画法に基づいて特定地域に工業地区が指定される場合、大臣はいかなる業種もしくは種類の工場であれ当該工業地区における工場の設立許可または不許可を行ないうる地区の規定を官報に公示する権限を有するものとする。

第35条 ① 次官または次官が許可証の交付を委任する者は、工場が地域住民に対し重大な危害を及ぼしている場合、当該工場操業許可証取得者に対して全面的もしくは部分的な操業の一時停止、ならびに所定の期限内に工場の改修を完了することを命ずるものとする。

② 上記期限が経過した後、工場操業許可証取得者が改修を完了している場合には、次官または次官が許可証の交付を委任する者は工場の操業許可を指示することができる。

③ もし、工場操業許可証取得者が地域住民の安全確保のために工場の改修を実施しなかつた場合には、次官または次官が許可証の交付を委任する者は、所定の期間内に工場の全体もしくは一部を地域住民に重大な危害が生じない場所に移転させることを要請するためその旨を大臣に報告するものとする。この場合、大臣の決定が最終的なものとなる。

④ 工場修繕命令を受けた後、工場操業許可証取得者は、新規の工場設立申請者と同様の手続きをとるものとす。が、新規工場設立・操業両申請許可交付に対し、手数料の支払いは免除されるものとする。

⑤ 工場移転の命令にもかかわらず、もし工場操業許可証取得者が所定の期間内に当該工場の移転を行なわなかった場合、次官または次官が許可証の交付を委任する者は工場操業許可証の取消しを命ずるものとする。

第36条 この法律に基づき、係官は以下の権限を有するものとする。

(1) この法律に基づき許可を受けず工場を運営していると考えられる場合、当該建物、場所または輸送機関に立入ること。

(2) 工場、建物、場所ならびに機械類の状態を検査するために、操業時間中に工場内に立入ること。また、人または財産に対して起こるか、起こる恐れのある危険もしくは不快な事態を防止するため、工場、建物、場所乃至その他の構内に立入ること。

(3) 工場操業許可証取得者に対し、所定の期限内に、人または財産に危険もしくは不快な事態を及ぼしている工場、機械類の変更、修理を命じた文書を発行すること。

(4) 工場の操業によって、人または財産に危険がおよぶ可能性がある場合、あるいは、工場操業許可証取得者が公衆防止、廃棄物処理、排水、換気設備等の適切な整備を行なわなかった場合、工場操業許可証取得者に対し、大臣の布告に従うか、もしくは安全のための改善がなされるまで全面的もしくは部分的に操業停止を命ずる文書を発行すること。

(5) 製品の品質に疑問がある場合、関係文書と共に、品質検査のために適当量の製品を持出すこと。

(6) 人、または財産に危険をおよぼす可能性のある製品乃至容器を押収すること。

(7) 上記(3)および(4)に基づいて発せられた係官の命令に対し従わ

い場合、機械類の使用を中止するためにこれに封印、はり紙をすること。ただしこの場合、次官または次官が許可証の発行を委任する者の事前承認を得ていなければならない。

第37条 係官は、業務の遂行に当って関係者の請求があった場合、省令に規定された様式に基づき身分証明書を提示しなければならない。

第38条の2 ① 第36条に基づき係官の命令および執行に不満がある場合、工場操業許可証取得者は、次官または次官が許可証の発行を委任する者に対し、通知日から15日以内に請願を行ない、決定を求めることができ。この場合必要な変更を加えた上で、第13条第2項および第14条が適用されるものとする。

② 人、もしくは財産に対して起こるか、起こる恐れのある危険もしくは不快な事態の防止、廃棄物処理、排水、換気に関しして発せられた当該係官の命令、次官または次官が許可証の交付を委任する者の命令に、工場操業許可証取得者が従わない場合、もしくは当該工場操業許可証取得者が第38条による決定を求め上訴をしないとき、あるいは上訴が却下され、さらに次官または次官が許可証の発行を委任する者より所定の期間内に命令に従うべく実行するよう書面で警告を受けているにもかかわらず、この警告に従わないとき、次官または次官が許可証の発行を委任する者は命令を執行するため、何らかの者に委任する権限を有する。執行に当っては、工場操業許可証取得者の負担能力が充分考慮されるべきものとし、工場操業許可証取得者は、その執行によって発生した経費を実費で払い、かつこれに関連した損害については、補償請求できないものとする。

第39条 工場操業許可証取得者は以下の義務を有する。

(1) 工場の構造的強じん性の確保とその恒常的安全性の維持、ならびに、使用上の構造的強じん性とその安全性確保のために機械類を維持・保全すること。

(2) 工場内に、労働者数に見合った十分な数の緊急避難出口を設置



すること。

- (3) 危険啓報装置の設置
- (4) 工場採集の特徴、規模および状況に見合った充分な消火設備やその他のものを整備すること。これには他の手段を用いる防火設備の設置も含むものとする。
- (5) 工場の保健康および衛生面の整備
- (6) 廃棄物処理、排水処理、換気設備の設置
- (7) 労働するに十分な照明設備の設置
- (8) 労働者数、機械類、原料および製品の数に見合った十分で適当な作業場所の保持
- (9) 救急箱の設置
- (10) 衛生的な便所および洗面所の設置
- (11) 清浄な飲料水の設置
- (12) 安全確保のため、防塵網、さく、あるいはその他の保護施設を設け、機械、道具、原料の移動、つり上げ、運搬用の機械設備、電線、スチームパイプまたはエネルギーを原因として起こる恐れのある事故もしくは危険に対する防止措置を講ずること。
- (13) 労働者の業務遂行にとって危険な粉塵、熱、光、音、もしくは危険性のある有毒物質、化学薬品、可燃物、爆発物を安全に貯蔵使用できるように法律に基づき整備し、さらに当該業務を遂行する労働者に危険が生じないよう防止手段および防止設備を講ずること。
- (14) 公衆衛生法に基づき、不快感を与えようとする事態を発生させないよう工場を採集すること。
- (15) 工場の生産量および販売量に関する報告。
- (16) 大臣が規定するその他の事項の遵守。ただしこれらはすべて大臣が官報に公示した規則および手続きに従うものとする。

### 第3章 許可証の一時停止と取消し

- 第40条 ① 工場採集許可証取得者が、本法律・省令、この法律に基づく通達、その他の条件に違反するかまたは従わない場合、もしくは、本法律に基づく保官の命令に従わない場合、次官または次官が許可証の発行を委任する者は適当と認められる期間、許可証を一時停止する権限を有する。
- ② 上記第1項に該当する場合で、それが重大な違反ないし不履行の場合には、次官または次官が許可証の発行を後任する者は工場採集許可証の取消しを命ずることができる。

第41条 第40条に基づいて発せられる許可証の一時停止または取消しの命令に対しては、命令を受け取った日から教えて15日以内に、大臣に対して上訴することができる。この場合、大臣の決定は最終的なものとする。

第42条 第41条に基づく上訴は、許可の停止、取消しの執行を免除するものではない。

### 第4章 罰則

第43条 ① 第8条に基づき工場設立の許可証を受けることなく工場を設立した者は10万バーツ以下の罰金に科せられる。また裁判所は当該工場設立者に機械の取り付けの中止ならびに既に取付けられたものとりはずしを状況に応じて命令する。

② 第1項の工場が、第33条(1)あるいは第34条に基づき大臣によって設立を禁止された種類の工場である場合、その違反者に対し、20万バーツ以下の罰金を科す。また裁判所は当該工場設立者に機械の取り付けの中止並びに既に取付けられたものの取りはずしを状況に応じて命令する。

第44条 ① 工場採業許可証を取得せずに工場を採業している者は、2年以下の禁固もしくは10万パーセントを超えない金額の罰金、またはその双方を科せられるものとする。また、裁判所は当該工場採業者に対し工場の採業を停止するよう命ずるものとする。

② 第1項の工場が、第33条(1)あるいは第34条に基づき大蔵臣によって設立を禁止された種類の工場である場合、その違反者に対し20万パーセント以下の罰金または4年以下の禁固またはその双方を科するものとする。また裁判所は当該工場採業者に対し工場の採業を停止するよう命ずるものとする。

第44条の2 第35条に基づき許可証の取消しが命ぜられた後、あるいは第40条に基づき許可証の停止が命ぜられている期間中および取消しの後に工場を採業した者は2年以下の禁固もしくは、10万パーセントを超えない罰金、またはその双方を科せられるものとする。また裁判所は工場採業者に対し、採業許可停止期間の終了まで、あるいは場合により永久的に採業の中止を命ずる。

第45条 工場採業許可証取得者であっても、第19条、22条、23条、25条、27条、29条、30条の何れかを遵守していない者は、1,000パーセントを超えない金額の罰金を科せられるものとする。

第46条 ① 工場採業許可取得者で第21条に基づく拡張の許可あるいは拡張部分の採業許可を受けずに拡張あるいは採業を行った者は2年以下の禁固または10万パーセント以下の罰金あるいはその双方を科せられるものとする。また裁判所は状況に応じ、当該工場採業者に対し工場拡張の中止あるいは拡張部分の採業停止または拡張部分の取りはずしを命ずることができる。

② 第1項の工場が、第33条(1)に基づき大蔵臣が告示した拡張許可を与えない工場に当る場合、その違反者は4年以下の禁固または20万パーセント以下の罰金、あるいはその双方を科せる。また裁判所は当該工場採業者に対し状況に応じ、工場拡張の中止あるいは拡張部分の採業

停止または拡張部分の取りはずしを命ずることができる。

第36条に基づいて任務を執行している係官を妨害するかあるいは協力を拒否する者は、5,000パーセントを超えない金額の罰金を科せられるものとする。

第36条(5)項もしくは(4)項に基づき発せられる係官の命令に従わない者は1年以下の禁固もしくは5万パーセントを超えない金額の罰金、またはその双方を科せられるものとする。

① いかなる手段にせよ第36条(7)項に基づき担当官が封印した機械類を再使用した者は、1年以下の禁固もしくは5万パーセントを超えない金額の罰金、またはその双方を科せられるものとする。

第48条の2 次官または次官が許可証の交付を委任する者により第38条の2に基づく命令の執行を委任された者を妨害するかあるいは協力を拒否する者は1年以下の禁固もしくは5万パーセントを超えない金額の罰金、またはその双方を科せられるものとする。

① 工場採業許可取得者が第39条(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(11)、(15)、(16)に従わない場合は1万パーセント以下の罰金を科せられるものとする。

② 工場採業許可取得者が第39条(6)、(10)、(12)、(13)、(14)に従わない場合は1ヶ月以下の禁固、または1万パーセント以下の罰金、あるいはその双方を科せられる。

第50条の2 パートナーシップ、会社あるいは他の法人がこの法律に基づく違反行為を行った場合、取締役、社長、またはその違反に責任をもつ者はその違反行為に応じ定められた罰則を科せられる。ただし、その違反行為が自分の知らない間に行なわれたことあるいは承認を与えないまま行なわれたことを証明できた場合はこの限りでない。

## 暫定規定

許可証取得者が仏暦2503(1960)年工場法(仮2)により修された仏暦2482(1939)年工場法に基づき規則を遵守している場合には、必要な変更を加えた上でこの法律に基づく申請および許可であるとして看做されるものとする。これらの申請もしくは許可がこの法律による申請もしくは許可と異なる場合には、次管または次官が許可証の発行を委任する者はこの法律に合致させるために申請もしくは許可に必要な箇所を変更する権限を有するものとする。

### 副 署 名

タノーム・ギティカチャ・ン元帥

内閣総理大臣

- 第51条 この法律が発効した日現在、仏暦2503(1960)年工場法(仮2)により修正された仏暦2482(1939)年工場法に基づいて登録あるいは設立許可を受け、文書で操業を許可されている工場は、操業を継続することができる。しかし、かゝる登録、設立許可、工場操業許可はこの法律が発行する年から3年未満までの期間に限り効力を有し、この法律に基づく工場操業許可証取得者と看做されるものとする。もしその者が、操業を継続する意思がある場合には、上記期限の満了する以前に、この法律に基づいて操業許可を申請するものとし、この場合必要な変更を加えた上で第17条が適用されるものとする。
- 第52条 第51条にいう工場操業許可証取得者の地位にある者は、この法律の発行から1年以内に第39条に従うものとする。ただし、第39条に従う以前の期間においては、仏暦2503(1960)年の工場法(仮2)により修正された仏暦2482(1939)年の工場法に定められた工場の安全維持事項を遵守するものとする。
- 第53条 この法律が発効した日現在操業しているが、仏暦2503(1960)年工場法(仮2)により修正された仏暦2482(1939)年工場法に基づいていない工場であっても、操業を継続することができるが、工場操業者は、この法律が発効した日から90日以内にこの法律に基づいて操業許可の申請をしなければならぬ。この申請を行なった後は、この法律に基づいて操業許可が却下された場合を除き操業を継続することができる。
- 第54条 この法律の施行以前に裁判所に提出された違反に対しては総て、仏暦2503(1960)年工場法(仮2)により修正された仏暦2482(1939)年工場法が適用されるものとする。
- 第55条 すでに提出され、現在審判中の申請ならびにすでに承認を受け、かつ



## 6. 登録NGOのリスト

DIRECTORY OF  
NON-GOVERNMENTAL ORGANIZATIONS FOR ENVIRONMENT

1. Green World Foundation  
396 Maharaj Road, Tha Tien,  
Phra Nakhon District, Bangkok 10200  
Tel 222-1290, 225-4963
2. Think Earth Project  
Siam Motors Co., Ltd.  
Siam Building  
89/1 opposite National Stadium  
Pratumwan, Bangkok 10330  
Tel 252-6333
3. Foundation for Environment of Central Group of Companies\*  
Central Plaza Department Store - Ladprao  
Phaholyothin Road
4. Coordinating Committee for Non-Governmental Organization for  
Rural Development\*  
22/11 Kaset Villa Tower Building  
Soi Thanphuying Phahol, Ngamwongwan Road  
Bangkhen, Bangkok 10900  
Tel 561-4507
5. Life and Nature Rehabilitation Project\*  
77/3 Soi Nomjit, Nares Road  
Bangrak, Bangkok 10500  
Tel 236-1462
6. Local Community Development Institute\*  
Medical Science Department, Building II  
693 Bamrungmuang Road, Pomprab  
Bangkok 10100  
Tel 225-7293
7. Asian Association for Environmental Conservation\*  
Asian Development Institute  
P.O. Box 2754 Bangkok 10501  
Tel 529-0091 ext 2134
8. Marine Science Association of Thailand  
Marine Science Department  
Faculty of Science, Chulalongkorn University  
Bangkok 10330  
Tel 251-6968
9. Environmental Engineers Association of Thailand  
Faculty of Engineering, Chulalongkorn University  
Tel 251-1510 ext 513

10. International Board for Soil Research and Management  
P.O. Box 9-109 Bangkok, Bangkok 10900  
Tel 579-7590, 579-4012, 579-7753
11. Geologists Association for International Development\*  
P.O. Box 2754 Bangkok 10501  
Tel 529-0100, 529-0041, 529-0091 ext 2528
12. Committee for Development Information and Promotion  
121/90 near Chalermkla Bridge, Phayathai Road  
Thung Phayathai Sub-district, Bangkok 10400  
Tel 251-1094
13. Traditional Medicine for Self-Reliance Project  
403 Soi 7, Tesabannimittai Road  
Ladyao, Bangkok, Bangkok 10900  
Tel 589-4243
14. Bangkok Bird Watchers Club\*  
P.O. Box 13 Ratchathevi  
Bangkok 10410
15. Kanchanaburi Club for Natural Environment\*  
143 Pakpraek Road, Ban Nua Sub-district  
Muang District, Kanchanaburi  
Tel (034) 511-526
16. Nature Lovers Club\*  
542/174 Chatkaew Estate, Soi 8  
Klongchan, Bangkok 10240
17. Environmental Study Development Club\*  
60/1 Soi Prachasamphan 4, Rama IV Road  
Samsennai Sub-district, Phayathai, Bangkok 10400
18. Siam Environment Club\*  
Environment Research Institute,  
Chulalongkorn University  
Phyathai Road, Bangkok 10500  
Tel 251-6968, 252-1951 (Mr Thaveevong)
19. Thai Environmental and Community Development Association  
Room 1058, 15th Floor, Bangkok Bank Headquarters  
Silom Road, Bangrak, Bangkok 10500  
Tel 253-0819
20. Wildlife Fund Thailand  
251/88-90 Thavorn Villa Estate, Phaholyothin Road  
Bangkhen, Bangkok 10220  
Tel 521-3435, 552-2111 Fax 552-6083

21. Association for Suitable Technology\*  
143/171-172 Pinklao Pattana Estate  
Pinklao-Nakhon Chaisri Road  
Bangbamru Sub-district, Bangkok Noi  
Bangkok 10700  
Tel 433-1805
22. Thailand Forestry Association (TSA)\*  
(Temporary Office) Faculty of Forestry  
Kasetsart University  
Bangkhen, Bangkok 10900  
Tel 579-0169
23. Thailand Ornamental Plants Association\*  
25 Soi Samanchant, Kluaynamthai Road  
Phra Khanong, Bangkok 10110  
Tel 234-0730, 391-6878
24. Committee for Songkhla Pollution Prevention and Environmental  
Conservation\*  
Chamber of Commerce  
150 Rajabophit Road, Bangkok 10200  
Tel 225-0086
25. Siam Society under Royal Patronage\*  
131 Soi Asoke, Sukhumvit 21  
Klongtan, Phra Khanong, Bangkok 10110  
G.P.O Box 65, Bangkok 10501  
Tel 258-3491, 258-3494
26. Environment and Natural Conservation Club\*  
Thammasat University, Tha Phrachan  
Bangkok 10200  
Tel 223-2858 (Anurak)
27. Environment and Natural Conservation Club\*  
King Mongkut Institute of Technology, Chaokhun Thahan  
Ladkrabang, Chalongkrung Road, Ladkrabang  
Bangkok 10520  
Tel 326-9080 ext 214
28. Environment and Natural Conservation Club\*, Mahidol University  
Faculty of Science, Mahidol University  
Rama VI Road, Phayathai, Bangkok 10400  
Tel 246-0063
29. United Nations Environmental Conservation Club for Asia and  
the Pacific\*  
10th Floor, United Nations Building, Rajdamnern Nok Avenue  
Bangkok 10200  
Tel 282-9161-200, 2829381-389



30. Thailand Development Research Institute Foundation  
163 Asoke Road (Sukhumvit 21)  
Ratchphark Building, Phra Khanong  
Bangkok 10110  
Tel 258-9012-7
31. The Foundation for the Promotion of Social Sciences and  
Humanity Textbooks Project  
413/38 Arunamrin Road, Bang Yikhan Sub-district  
Bangplad District, Bangkok 10700  
Tel 433-8713
32. Thai-American Association\*  
277 Lanluang Road, Bangkok 10110  
Tel 281-7693
33. Environmental Protection Volunteers Club\*  
Graduate School, Prince Mahidol University  
Hat Yai Campus, Songkhla 90120
34. International Care Organization Thailand\*  
18 A, Soi Aree Nua,  
Phaholyothin Road, Bangkok 10400  
Tel 279-5306, 279-4429
35. Coordinating Committee for NGOs for Rural Development\*  
2234 New Petchaburi Road, Bangkok 10400  
Tel 314-1094
36. Tung Kula Ronghai Joint Development Project\*  
290 Moo 3, Srakoo Sub-district, Suwannaphume District  
Roi-et 45230
37. Community Development Research Project\*  
P.O. Box 70 Chiangmai University  
Chiang Mai 50002
38. Nature Lovers Club\*  
Lab Animal Center, Mahidol University  
Salaya, Bangkok 13170
39. Environmental and Natural Resources Conservation Club\*  
Kasetsart University  
Bangkhen, Bangkok 10900
40. Development Volunteers Club\*  
King Mongkut Institute of Technology  
North Bangkok
41. Natural and Environmental Conservation Club\*  
Chiangmai University  
Rama VI Road, Phayathai, Bangkok 10200

42. Natural Resources and Environmental Conservation Club\*  
Ramkhamhaeng University, Ramkhamhaeng Road, Huamark  
Bangkok 10240
43. Natural Resources Conservation Club\*  
Srinakharindrajit University, Prasanmitr  
Soi 23, Sukhumvit Road, Phra Khanong  
Bangkok 10110
44. Natural Resources Conservation Club\*  
Srinakharindrajit University, Prathumwan  
Henri Dunant Road, Phayathai, Bangkok 10500
45. Natural Resources Conservation Club\*  
Srinakharindrajit University, Phitsanuloke  
Muang District, Phitsanuloke 65000
46. Natural Resources Conservation Club\*  
Srinakharindrajit University, Bangsaen  
Si Racha District, Chonburi 20131
47. Society Volunteers Project\*  
Institute Building 1, 4th Floor  
Chulalongkorn University, Bangkok 10500
48. Asian Institute of Technology  
P.O. Box 2754 Bangkok 10501
49. Siam Architects Society under Royal Patronage\*  
Temporary Office 1155 Phaholyothin Road  
Phayathai, Bangkok 10400
50. Thailand-Australia Joint Project for Water Resources\*  
Development in the Northeast  
P.O. Box 70 Khon Kaen 4000
51. Pearl S. Buck Foundation\*  
11-11/1 Phaholyothin Soi 8 (Sailom)  
Phaholyothin Road, Samsennai, Phayathai  
Bangkok 10400
52. Komol Keemthong Foundation  
8/23 Soi Ban Changlor, Phrannok Road  
Bangkok Noi, Bangkok 10700
53. Foundation for Children\*  
1492/3 Charoen Nakhon Road  
Klongsan, Bangkok 10600
54. Volunteer Doctors Foundation\*  
132/14 Soi Orapin, Rama VI Road  
Samsennai, Bangkok 10400
55. Foundation for Human Resources Development for Community  
Development  
20/16 Ladprao Soi 87, Bangkok 10230

56. Rural Development Institute  
Soi Chamber of Commerce University  
Vibhavadi-Rangsit Road, Dindaeng  
Huaykhwang, Bangkok 10400
57. Nature Lovers Club  
542/174 Chatkaew Estate, Soi 8  
Klongchan, Bangkok 10240
58. Coordinating Committee for NGOs for Rural Development in  
the North\*  
Klong Chonlapratan Road, Suthep Sub-district  
Muang District, Chiang Mai 50000
59. Community Development Club for the South\*  
62 Sri Ayuthaya Road, Muang District  
Songkhla 90000
60. Savita Foundation\*  
22/16-13 Kaset Villa Tower  
Soi Thanphuying, Ngamwongwan Road  
Bangkok 10900  
Tel 579-2481, 569-7608 Fax 579-8944
61. Ratchpruek Project\*  
54 BB Building, 19th Floor  
Sukhumvit (Soi Asoke)  
Klong Toei, Bangkok 10110  
Tel 260-7238
62. Community and Population Development Association\*  
8 Sukhumvit 12 Bangkok 10110
63. International Organization for Bangkok Development\*  
263 Soi Phyanak, Petchburi Road, Bangkok 10400
64. International Organization for Udonthani Development\*  
70/5 Ban None Road, Muang District  
Udon Thani 41000
65. International Organization for Khon Kaen Development\*  
22/58 Chomphol Pattana Road, Muang District  
Khon Kaen 40000
66. Yardfon Association\*  
105-107 Ban Pho Road, Tabtiang Sub-district  
Muang District, Trang
67. National Forest Conservation Club\*  
4100/2 Klong Lampak Road, Yaek Mahanak Sub-district  
Dusit, Bangkok 10300

68. United Nations Environmental Organization\*  
10th Floor, United Nations Building  
Rajdamnern Avenue, Bangkok 10200
69. Development Information and Promotion Committee\*  
530 Soi St Louis 3, South Sathorn Road  
Yannawa, Bangkok 10120
70. Committee for Environmental and Natural Resources  
Conservation by 16 Institutes\*  
Environmental Conservation Club,  
Students Union Building, 3rd Floor  
Thammasat University, Tha Phrachan, Bangkok 10100  
Tel 223-2858
71. Community Environment Project\*  
P.O. Box 140, Chiang Rai 57000
72. Environmental and Social Problems Study Team\*  
P.O.Box 203 Klongchan  
Bangkapi, Bangkok 10240  
Tel 318-5457
73. Coordinating Committee for NGOs for Primary Health Care \*  
132/14 Soi Orapin, Rama VI Road  
Samsennai Sub-district, Phyathai  
Bangkok 10400  
Tel 279-1905
74. Foundation for Life Education\*  
Temporary Office: Educational Technology Center Building  
4th Floor, Sri Ayuthaya Road, Phyathai,  
Bangkok 10400  
Tel 245-9037
75. Sueb Nakhasathien Foundation\*  
Kasetsart University Alumni Association Building  
50 Phaholyothin Road, Bangkok 10900  
Tel 561-2469

Environmental Information and Promotion  
July 1991

## 7. 登録コンサルタントのリスト

List of Consulting firms

1. AGGIE CONSULT COMPANY LIMITED  
2102/31 Ramkamhang Road  
Hua - Mark, Bangkapi, Bangkok 10240  
Tel. 3740074, 3744180  
Date of Licence : 23/5/88 - 22/5/93
  
2. CONSULTANTS OF TECHNOLOGY COMPANY LIMITED  
38 - 40 Lad - Phrao Road, Soi 130  
Bangkapi, Bangkok 10240  
Tel. 3770879  
Date of Licence : 8/6/88 - 7/6/93
  
3. TESCO COMPANY LIMITED  
21/13 - 14 Sukhumvit 18,  
Prakanong, Bangkok 10110  
Tel. 2581320  
Date of Licence : 29/8/88 - 28/8/93
  
4. SOUTHEAST ASIA TECHNOLOGY COMPANY LIMITED  
123 Sukhumvit 57  
Bangkok 10110  
Tel. 3922711  
Date of Licence : 29/8/88 - 28/8/93
  
5. CHULALONGKORN UNIVERSITY  
Phaya - Thai Road, Pathumwan,  
Bangkok 10500  
Tel. 2525929, 2514426-7  
Date of Licence : 21/9/88 - 20/9/93
  
6. THORANI TECH COMPANY LIMITED  
584/34 Soi U - Charoen  
Asoke - Din Daeng Road,  
Huay Kwang, Bangkok 10310  
Tel. 2455474  
Date of Licence : 22/9/88 - 21/9/93

7. TEAM CONSULTING ENGINEERS COMPANY LIMITED  
51/301 - 5 Drive - in Complex Soi 2  
Lad - Phrao, Bangkok, Bangkok 10240  
Tel. 3771770 - 1, 3773480  
Date of Licence : 21/9/88 - 20/9/93
  
8. CHIENGMAI UNIVERSITY  
130 Huai - Kaew Road, Muang  
CHIENGMAI 50002  
Tel. 211484 Ext. 405, 427, 428  
Date of Licence : 8/9/88 - 7/9/93
  
9. MAHIDOL UNIVERSITY  
2 Pran - Nok, Siriraj,  
Bangkok - noi, Bangkok  
Tel. 4115038  
Date of Licence : 22/11/88 - 21/11/93
  
10. S.T.S. ENGINEERING CONSULTANTS COMPANY LIMITED  
196/10 - 12 Soi Kingchinda, Pradipat Road,  
Bangkok 10400  
Tel. 2782355, 2785660  
Date of Licence : 6/12/91 - 5/12/96
  
11. SYSTEM ENGINEERING COMPANY LIMITED  
45 Soi Attawimon, Rajprarop Road,  
Phaya - Thai, Bangkok 10400  
Tel. 2342506, 2463101, 2471355  
Date of Licence : 30/1/89 - 29/1/94
  
12. SONGKHLA UNIVERSITY  
P.O.Box 1 Had - Yai  
Songkhla  
Tel. 244877 Ext. 2180, 2181  
Date of Licence : 4/3/89 - 3/3/94

13. S.P.S. CONSULTING SERVICE COMPANY LIMITED  
1418/33 Phaholyothin Road,  
Lat - Yao, Bangkhen  
Bangkok 10900  
Tel. 5134221  
Date of Licence : 30/3/89 - 29/3/94
  
14. PAL CONSULTANT COMPANY LIMITED  
88/23 - 24 Thetsaban Songkroh Road,  
Lat - Yao, Bangkhen  
Bangkok 10900  
Tel. 5915130 - 3  
Date of Licence : 18/7/90 - 17/7/95
  
15. UNIVERSAL ENGINEERING CONSULTANT COMPANY LIMITED  
81 Sukhumvit Soi 2,  
Bangkok 10110  
Tel. 2528372, 2510040, 2510689  
Date of Licence : 20/8/90 - 19/8/95
  
16. THAILAND INSTITUTE OF SCIENTIFIC AND TECHNOLOGICAL RESEARCH  
196 Phaholyothin, Bangkhen  
Bangkok 10900  
Tel. 5791121 - 30 Ext. 138  
Date of Licence : 24/1/87 - 23/1/90
  
17. N.S. CONSULTANT COMPANY LIMITED  
1131/318 Bangkok co - op. Housing Building  
Nakorn Chaisri Road,  
Bangkok 10300  
Tel. 2436232  
Date of Licence : 19/1/91 - 18/1/96



18. THAI - THAI ENGINEERS COMPANY LIMITED  
187 - 189 Ramkhamhaeng 53,  
Ramkhamhaeng Road, Wang Thonglang.  
Bangkapi, Bangkok 10310  
Tel. 5304374  
Date of Licence : 21/6/91 - 20/6/96
19. KASETSART UNIVERSITY  
50 Phaholyothin Road,  
Bangkhen, Bangkok 10900  
Tel. 5790172  
Date of Licence : 28/8/92 - 27/8/97
20. TIPCO CONSULTANTS COMPANY LIMITED  
556 Pracharat 2 Road, Bangsue, Dusit,  
Bangkok 10800  
Tel. 5852393, 3782431  
Date of Licence : 1/9/92 - 31/8/97
21. S.G.S. ENVIRONMENTAL SERVICES LIMITED  
994 Soi Thonglor (55), Sukhumvit Road,  
Bangkok 10110  
Tel. 3927431 - 3, 3921066  
Date of Licence : 10/7/90 - 9/7/93
22. WATER AND ENVIRONMENT CONSULTANT COMPANY LIMITED  
321/27 Nang Linchi Road, T. Chong Nonsi,  
Yanawa, Bangkok 10120  
Tel. 2854926  
Date of Licence : 17/11/92 - 16/11/95
23. KHON KAEN UNIVERSITY  
123 Mitrapab Road, Muang,  
KHON KAEN 40002  
Tel. (043) 237604  
Date of Licence : 19/1/90 - 18/1/95

24. MACRO CONSULTANTS COMPANY LIMITED  
Srisuk Building 1420/1 Phaholyothin 26  
Jatujak Bangkok 10900  
Tel. 5137636  
Date of Licence : 19/10/90 - 18/10/93
25. ASDICON COOPERATION COMPANY LIMITED  
21 Rad - Phrao, Soi 128/1  
Khong Chan, Bangkok  
Bangkok 10240  
Tel. 3774161, 3756342  
Date of Licence : 20/11/90 - 19/11/93
26. INTERNATIONAL TESTING COMPANY LIMITED  
22/21 Kaset Villa, Ngamwongwan Road,  
Bangkok 10900  
Tel. 5796182, 5614524  
Date of Licence : 27/8/91 - 26/8/94
27. SIAM DHV CONSULTANCY SERVICES  
Phaya Thai Building  
31 Phaya - Thai Road,  
Bangkok 10400  
Tel. 2463193, 2462998  
Date of Licence : 27/11/91 - 26/11/94
28. PRE-DEVELOPMENT CONSULTANT COMPANY LIMITED  
50/584 Soi Boonsongsopitt  
Sukhaphiban 1 Road, Klong Khum,  
Bung Khum, Bangkok 10240  
Tel. 3744111, 3782431  
Date of Licence : 1/9/92 - 31/8/95

29. ENVIRTECH CONSULTANT COMPANY LIMITED

288/10 Suriwongse Road

Bangkok 10300

Tel. 2348798 - 9, 2373010 - 1

Date of Licence : 3/9/92 - 2/9/95

30. METRIC COMPANY LIMITED

10<sup>th</sup> Floor Sinthon Building

132 Wireless Road.

Pratumwan, Bangkok 10330

Tel. 2500580 - 4

Date of Licence : 22/9/92 - 21/9/97





JICA